


介護保険

介護保険制度は、国民みんなでお互いに「社会保険方式」による制度で、介護保険のサービスに必要な費用を被保険者の保険料と公費で賄っています。介護保険料は、3年ごとに見直すことになっており、平成27年度からは第6期(平成27年～29年度)の新しい保険料となります。通知書は6月に発送します。

■平成27年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者か、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者か本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	3万1200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下で、第1段階対象者以外	5万1900円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階・第2段階の対象者以外	6万2300円
第4段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	6万2300円
第5段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、第4段階対象者以外	6万9200円
第6段階	 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が	125万円未満の人
第7段階		125万円以上、200万円未満の人
第8段階		200万円以上、400万円未満の人
第9段階		400万円以上、600万円未満の人
第10段階		600万円以上、800万円未満の人
第11段階		800万円以上、1000万円未満の人
第12段階		1000万円以上の人

■介護保険料の減免

生活困難や失業などで収入が減り、保険料の納付が困難と認められる人は、申請により保険料の減免を受けることができます。 ※6月の通知書発送後に受け付けます。

■利用者負担割合の見直し

平成27年8月利用分から、一定以上所得がある人の利用者負担が1割から2割になります。要支援・要介護認定を受けている人には、7月中に介護保険負担割合証を送付予定です。

【介護保険課 216-1279・1280(FAX219-4559)】

地域福祉

鹿児島市社会福祉協議会(市社協)は、社会福祉法で地域福祉の推進を目的とする団体として定められ、地域の多様な生活課題に対し、地域住民、校区社協、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア・NPOなどと協力して地域の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、さまざまな活動を行っています。

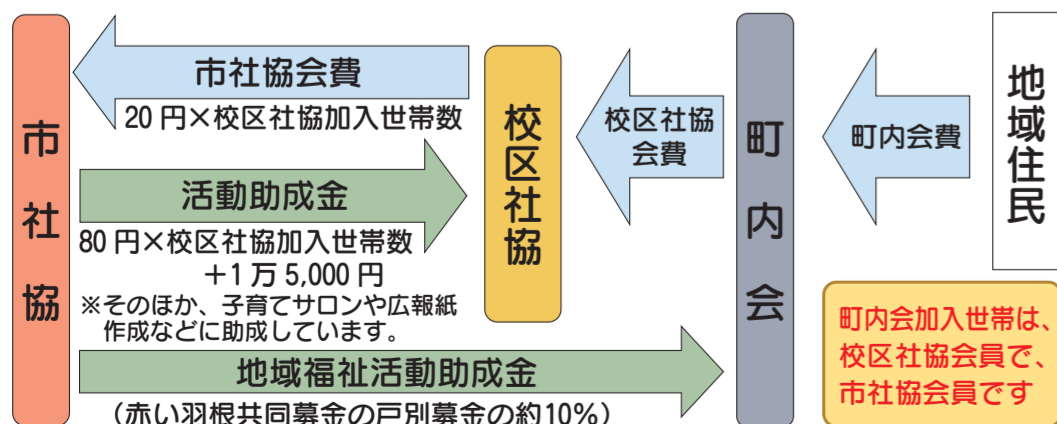
■地域の皆さんに支えられています

市社協では、多くの個人や法人の皆さんに会員として加入いただき、市社協の活動にご支援をいただいています。会員の会費は、“市社協が地域福祉活動を行うための極めて貴重な財源”として、“市社協の活動に共に参加いただける大切な気持ち”と考え、以下の事業に有効に活用しています。



- ・校区社協活動の支援・助成
- ・町内会などへの地域福祉活動助成
- ・ふれあい・子育てサロン事業の支援・助成
- ・ボランティアセンターの運営
- ・高齢者への安全杖の有償提供 など

■会費の流れ



【市社会福祉協議会事務局 221-6070(FAX221-6075)】

子育て支援

妊娠や子育てに関する悩みはありませんか？

本市では、妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、支援を必要とする人に、「妊娠・出産包括支援事業」などを実施し、相談や支援の体制を整え、安心して子育てできる環境づくりを進めています。

1. 子育て世代包括支援センターの設置

保健センターが子育て世代包括支援センターとして、これまでと同様、妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援を行います。各保健福祉課(吉田、桜島、松元、郡山、喜入)でも同様に相談支援を行っていますので、お気軽にご利用ください。保健センターの問い合わせ先は18面をご覧ください。



2. 産後ケア事業の実施

- ◇内容 助産所入所による母体管理の指導、授乳やもく浴などの指導
- ◇対象 出産後、身近に世話をしてくれる人がいないなど、産後の体調や育児に不安のある人
- ◇入所期間 出産した施設を退院後7日以内
- ◇料金 1日9258円(市民税非課税世帯の人は3395円、生活保護世帯の人は無料)

【母子保健課 216-1485(FAX216-1284)】

お役立てください！ 健康福祉情報

今月の知っ得情報は、健康福祉に関する情報をお知らせします。平成27年度から始まる新制度・新事業、新たに整備された施設などを紹介します。

【健康総務課 216-1239(FAX216-1242)】



保健所

■犬猫譲渡用施設(新設)

平成27年4月から、犬猫の譲渡を推進するため、動物管理事務所内に犬猫とふれあうことができる譲渡用施設を新たに整備しました。この施設には、里親を待っている犬猫がいますので、里親を希望される人はぜひご来所ください。

お譲りできる犬や猫は、迷い犬や事情により飼えなくなり動物管理事務所に引き取られている動物たちですが、一般家庭で飼うことができると判断された犬猫です。なお、この施設では、飼い犬や飼い猫の安易な引き取りは行っていません。

- ◇場所 田上町3910(広木公園隣)
- ◇休業日 土・日曜日、休日、年末年始

◇犬の譲渡には登録手数料などが必要です。詳しくは生活衛生課258-2335か動物管理事務所264-1237へ



犬猫譲渡用施設



猫ふれあい室

【生活衛生課 258-2335(FAX258-2392)】

3. ママのほっとスペース事業の実施

- ◇内容 保健師や心理相談員などによるカウンセリングやグループミーティング
- ◇対象 育児に不安のある母親

◇小児慢性特定疾病児童などへの自立支援事業が始まります！

慢性疾病を抱える児童及びその家族に対して、子どもの自立、成長のための支援を行います。

1. 小児慢性特定疾病支援員の配置

制度や親の会など、さまざまな情報提供を行う支援員を母子保健課に配置しました。お気軽にご相談ください。

2. 親同士の交流会や相談会「にじの会」の開催

親同士の交流会、保健師などによる相談支援、学校との連絡調整などを行う「にじの会」を年2回開催しています。

※関係者などが連携を行う協議会を開催するほか、慢性疾病の子どもとその家族のための療養生活ガイドブック(市ホームページに掲載)を配付しています



児童手当・子育て世帯臨時特例給付金など

■児童手当

- ◇6月が更新月になります。現在受給中の人には6月上旬に児童手当現況届を送付します
- ◇転入や出生のときは15日以内に窓口での手続きが必要です ※申請認定後、申請の翌月分から支給されます
- ◇2月～5月分の振込日は6月5日(金)です
- ◇公務員の人は勤務先での手続きになります
- ◇対象 中学校卒業までの児童
- ◇支給額 児童1人につき、
 - ・3歳未満は月額1万5000円(一律)
 - ・3歳以上小学校修了前は、月額1万円(第3子以降は1万5000円)
 - ・中学生は、月額1万円(一律)
 - ・所得制限額以上の世帯は、月額5000円(一律)



■子育て世帯臨時特例給付金

消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して支給する給付金です。

- ◇対象 平成27年6月分の児童手当(※特例給付を除く)受給者など ※特例給付とは、児童手当の所得制限額以上の人に月額5000円を支給しているものです
- ◇支給額 対象児童1人につき3000円
- ◇児童手当現況届が子育て世帯臨時特例給付金の申請書を兼ねることになります 詳しくは、6月上旬の児童手当現況届に同封の案内をご覧ください
- ◇公務員の人は勤務先から申請書が交付されます

【こども福祉課 216-1261(FAX216-1284)、各支所の福祉課・保健福祉課】

■臨時福祉給付金

消費税率引上げの影響による住民税の非課税世帯への影響を緩和するため、国の「臨時福祉給付金」を今年度も引き続き支給します。

- ◇対象 平成27年度分の住民税の非課税者 ※課税者の扶養家族や生活保護受給者などを除く
- ◇支給額 対象者1人につき6000円
- ◇支給開始 10月
- ◇申請方法 8月初旬、対象になると思われる人へ申請書を送付して案内します

【健康総務課 216-1239(FAX216-1242)】

平成27年度は、「子育て世帯臨時特例給付金」、「臨時福祉給付金」の2つの給付金のどちらの要件にも該当する人は、両方とも受け取ることができます。 ※それぞれ申請が必要です

ロタウイルスワクチンの予防接種 ～飲むタイプのワクチン～

平成27年7月1日から、ロタウイルスワクチン予防接種の費用の一部助成が始まります。ロタウイルスは、感染性胃腸炎の主な病原体で、感染力が強く、5歳までの急性胃腸炎入院患者のうち、40～50%程度がこのウイルスによるものです。主な症状は、下痢・おう吐・発熱です。

ワクチン	接種期間	接種回数	1回当たり助成額
1価ワクチン	生後6週から24週まで	2回	6000円
5価ワクチン	生後6週から32週まで	3回	4000円



※初回(1回目)は、14週6日までに接種して下さい

- ◇接種場所 委託医療機関
- ◇接種料金 接種にかかる費用から助成額を差し引いた額

【保健予防課 258-2358(FAX258-2392)】

